

## 米口戦略攻撃力削減条約(翻訳)

(戦略攻撃力の削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約)

署名 名 二〇〇二年五月二四日(モスクワ)

効力発生 二〇〇三年六月一日

失効 二〇〇一年二月五日(米口核軍縮条約発効のため)

アメリカ合衆国とロシア連邦(以下「当事国」という)は、

新世紀に向けて新たな関係の行程の一步を踏み出し、協力と友好を通じた関係の強化という目標に合意し、

新しい地球規模の課題と脅威が、当事国間の戦略的な関係のための質的に新たな基礎の構築を必要としていると信じ、

相互の安全、協力、信頼、公開及び予測可能性の原則を基礎とした真の協力関係の樹立を希望し、

戦略攻撃兵器の大幅な削減の実施を約束し、

二〇〇一年七月二日にジェノヴァで発表された戦略問題に関するアメリカ合衆国大統領とロシア連邦大統領の共同声明、及び、

二〇〇一年一月一日にワシントンで発表された合衆国とロシアとの間の新たな関係に関するアメリカ合衆国大統領とロシア連邦大統領の共同声明を出発点として、

一九九一年七月三十一日の戦略攻撃兵器の削減及び制限に関するアメリカ合衆国とソウイェト社会主義共和国連邦との間の条約(以下「START条約」という)に基づく義務に留意し、

一九六八年七月一日の核兵器の不拡散に関する条約の第六条に基づく義務に留意し、

この条約が、安全と協力を積極的に促進し、国際的な安定を強化するための一層望ましい状況を確立する助けになると確信して、

次のとおり協定した。

第一条【戦略核弾頭の総数制限】各当事国は、二〇〇一年一月一日及び二〇〇一年二月一日にロシア連邦大統領がそれぞれ述べたように、戦略核弾頭を削減及び制限して、二〇〇二年一

二月三十一日までに各当事国につき戦略核弾頭の総数が一七〇〇ないし二二〇〇を超えないようにする。各当事国は、このように定められた戦略核弾頭数の総数制限に基づいて、戦略攻撃兵器の構成と構造を独自に決定する。

第二条【START条約の効力継続】当事国は、START条約がその条項に従い、引き続き効力を有することに合意する。

第三条【二国間実施委員会】当事国は、この条約の実施のため、少なくとも二年一回二国間実施委員会の会合を開催する。

第四条【効力発生・脱退】1 この条約は、各当事国の憲法上の手続に従って批准に付される。この条約は、批准書の交換の日

に効力を生ずる。

2 この条約は、二〇〇二年二月三十一日まで効力を有するものとし、当事国の合意により延長し、又は、同日までに後の協定に代えることができる。

3 各当事国は、他方の当事国に三箇月前に書面で通告することにより、その主権を行使してこの条約から脱退することができる。

第五条【登録】この条約は、国際連合憲章第一〇二条に従って登録される。

